

田上新町町会会則

第1章 総則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 この会は、田上新町町会と称し、事務所を田上新町会館（金沢市田上新町371番地）に置く。

(区域)

第2条 この会の区域は、金沢市田上新町及び田上町のうち別表第1に定める区域とする。

第2章 目的

(目的)

第3条 この会は、区域内の住民相互の連絡、親睦、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

2 前項の目的の達成と会の運営を円滑に推進するため、委員会を置くものとし、名称及び職務は細則で定める。

3 前項に定める委員会のほかに、協力団体を置くものとし、名称及び構成員は細則で定める。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 集会所の管理運営に関すること。
- (6) その他、会の目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第5条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項に該当しない個人又は団体にあつても、この会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(会費)

第6条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人又は団体に対しては、この会は、これらの者にこの会の

趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会の区域外に転出したとき。
- (2) 会員が死亡したとき。
- (3) 第5条第2項の規定により賛助会員となった者から、退会の申し出があったとき。
- (4) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(会費の不返還)

第9条 退会した会員がすでに納入した会費は、返還しない。

第4章 役員

(役員等及び職務)

第10条 この会に次の役員を置き、その職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 この会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。また、各区域担当の者は、第3条第2項に規定する各委員会の長として委員会を統括する。
- (3) 事務長 1名 会長の指示を受けて会務に従事する。
- (4) 会計 1名 三役(会長、副会長及び事務長)のうち財務担当役員の指示を受けて、この会の会計事務を処理する。
- (5) 監事 2名 この会の業務及び会計を監査する。

2 この会に、顧問を会長の推薦により、総会で承認を得て置くことができる。

3 第3条第3項に規定の協力団体の長(以下「協力団体長」という。)は、母体の協力団体を統括し、会の運営に協力するものとする。

(役員等の選出等)

第11条 役員は、新旧班長会で候補者を内定し、総会において選出するものとする。

2 各協力団体長は、各協力団体の推薦により、総会で報告するものとする。

3 監事は、他の役員をかねることはできない。

(役員の任期)

第12条 この会の役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、第11条により補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(班と班長)

第13条 この会には、その目的を円滑着実に推進するため、班制度を設け各班に1名の班長を置く。

2 班長は、原則として各班の入居順、又は班内会員の話し合いにより選出し、任期は1年とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 この会の会議は、総会、三役会、役員会及び班長会とする。

2 総会は、最高決議機関とし、定期総会と臨時総会とする。

3 班長会は、総会に次ぐ決議機関とする。

(会議の構成)

第15条 総会は会員をもって構成する。

2 三役会は、会長、副会長、事務長及び会計をもって構成する。

3 役員会は、役員（監事を除く）、協力団体長及び公民館委員の代表をもって構成する。

4 班長会は、役員（監事を除く）、協力団体長、班長及び公民館委員の代表をもって構成する。

5 三役会、役員会及び班長会の議事の内容に応じて、必要な場合は顧問を招請することができる。この場合、前3項に規定の構成員とみなす。

(権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 会則の制定改廃に関すること。

(4) 役員を選任及び解任に関すること。

(5) その他、この会の運営に係る重用事項に関すること。

2 三役会は、日常会務を執行する。

3 役員会は次の事項を議決する。

(1) 総会が議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

4 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、班長会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、その承認を求めなければならない。

(定期総会)

第17条 定期総会は、毎年4月に開催する。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は、会員の2分の1以上もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第19条 役員会は、年4回以上開催する。

(招集)

第20条 総会、三役会、役員会及び班長会は会長が招集する。

2 会長は、第18条の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会、役員会及び班長会を招集する場合は、構成員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開会日の5日前に通知しなければならない。

ない。

(議長)

第21条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 三役会、役員会及び班長会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 会議は、総会においては総会員の、三役会、役員会及び班長会においては、それぞれの構成員の現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 三役会、役員会、班長会の議事は、構成員のうち出席者の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第24条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員あるいは構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 総会に出席した会員の数(書面表決者、表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、総会に出席した会員の中から選出された議長ならびに2名以上の議事録署名人が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第26条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 資産から生ずる収入

(4) その他の収入

(5) 別表第2に掲げる不動産

(資産の管理)

第27条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表第2に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総会員の4分の3以上の同意を得てこれ

を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第28条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この会の事業計画及び収支予算は、定期総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第30条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後の定期総会にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第31条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第32条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第33条 この会が解散をする場合は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第34条 この会は、その事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 会則
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類
- (4) 会員に関する書類
- (5) 総会議事録
- (6) 会員名簿
- (7) 資産台帳
- (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (10) 事業計画及び収支予算書
- (11) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第35条 役員会は、この会則を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成6年4月17日から施行する。

(旧会則の廃止)

2 田上新町町会会則は、廃止する。

(経過措置)

3 この会則の適用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

別表第1 (第2条関係)

[区域]

町の名称	字	地 番
田上新町		全域
田上町	ア	23の1、23の2
	ナ	5の1
	ヨ	3の13～3の19
	耕	104の3～132の2

別表第2 (第26条第5号関係)

[所有権を有する不動産]

1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地
田上新町会館	164.48 m ²	金沢市田上新町371番地

2) 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	204.25 m ²	金沢市田上新町371番地

附則

この会則は、平成12年4月17日から適用する。

附則

この会則は、平成13年4月16日から適用する。

附則

この会則は、平成16年4月 日から適用する。